八　合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

［イ～ハ　略］

九　［略］

8　法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［略］

［9～13　略］

14　法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

［一・二　略］

三　信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第十六条の二第一項第二号の二、第四号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　略］

15　［略］

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　［略］

2　法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三の四　略］

三の五　金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険媒介業務」という。）

［四～二十三　略］

八　合理的な経営改善のための計画（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

［イ～ハ　同上］

九　［同上］

8　［同上］

一　法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［同上］

［9～13　同上］

14　［同上］

［一・二　同上］

三　信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　同上］

15　［同上］

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　［同上］

2　［同上］

［一～三の四　同上］

［号を加える。］

［四～二十三　同上］